

## 感染症予防教材(手洗いチェッカー)のご案内

県央保健所では、管内（諫早市・大村市・東彼杵町・川棚町・波佐見町）にある学校、医療機関、施設、企業、その他の機関・団体等に対して、手洗いが適切にできているか確認できる「手洗いチェッカー」を無料で貸出を行っています。

感染症予防に関する研修会や事業等を開催される際には、是非ご利用ください。  
なお、営利目的の利用に対しては、貸出を行いませんのでご了承ください。

### 【手洗いチェッカー】

①ボックス型；2台



②ボックス型（折りたたみ式）；3台



③スタンド式；2台



教材に係る消耗品は実施者の負担とし、保健所では準備しません。

手洗いチェッカーを使用する際は、手洗いを確認するための専用ローションが必要ですので、予めご準備ください。

※ ①③はコンセント式、②は電池式になっています。

## 【使用方法】



洗い残しが目で見てわかります



専用ローションを手についた汚れに見立てて塗り、手洗い後特殊ライトの下に手をかざすと洗い残しが光り、適切な手洗いができているか確認できます。

※ スタンド型の場合は、専用ライトの下に手を差し入れます。



## 【申込・利用方法】

- (1) 電話等で県央保健所（担当：健康対策班）に利用可能か確認をしてください。
- (2) 利用可能な場合は、以下の事項を伝え、予約を入れます。利用期間は2週間を上限としています。利用希望が集中した場合には、貸出・返却日の調整を行うことがありますのでご了承ください。
  - ① 機関・施設等名・担当者・連絡先（電話番号）
  - ② 教材の種類（ボックス型、スタンド型）・台数
  - ③ 利用期間
- (3) 予約日に県央保健所に来所し、「借用願」を記載した上で、教材と借り受けてください。借用願に印鑑が必要ですので、借り受けされる方は印鑑をお持ちください。
- (4) 教材は借用願に記載した返却日までに、貸出時にお渡しする「教材利用報告書」と併せて返却してください。他の利用者に迷惑がかかりますので、返却日までに必ず返却してください。返却日より早く返却される分は問題ありません。